

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月15日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年3月6日から同月26日まで縦覧に供する。

平成19年2月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 三軒家上地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 長四横井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 萩之池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 平岡下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 西元塚地区	〃
高松市川添土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 男井間7号堰地区	〃
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 葛谷東地区	〃